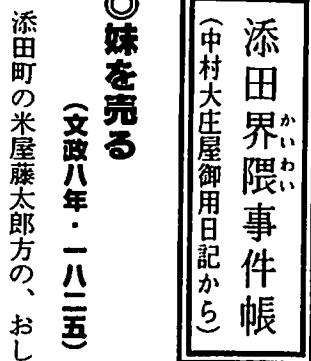


里探訪

文/水上薩摩



○妹を売る
(文政八年・一八二五)

添田界隈事件帳
(中村大庄屋御用日記から)

げという娘が、四年ほど前から小倉のさるお屋敷に奉公に上つていました。ところが香春町に住む利吉という者が、同町の信左衛門と吉という者と共謀し、おしげの兄の紋太郎に言葉たぐみに話しかけ、おしげを下関へ連れだし、三田尻与作方に七両で売り、兄貴の紋太郎に五両を渡し、残り一両を二人が取つていきました。(兄の紋太郎は下関に行つたように書いていません)おしげは何年も小倉で奉公していただけに自分の置かれた立場に気がつきました。おしげは六月二十三日、下関を出て小倉に渡り御郡様へ駆け込み訴え出ました。おしげの申立ては筋が通つたのか、二十四日には添田町に帰ることができました。

添田大庄屋は、
「右の次第相調べ候様仰せつけられ候間、昨日より勘左衛門へ相達し、口書取寄せ差出候所、喰合あしく、右掛けの者残らず召出

し、香春にて山田氏立会い相調」となりました。
七月三日、おしげの一件で菊屋安兵衛・下関博多屋新三郎参る。

◎人身売買

(文政八年・一八二五)

上野村の団右衛門という者が、

下関から大和という女郎を請け出し香春町の利吉方へ預けていたが、大國屋何某という帳外者と密通したという。これを知った団右衛門は柳川方面で二十両で売り渡したということです。ところが女郎の親が長崎出生の者で、娘を渡してくれと申し出ってきた。しかし密通の件を申立て、相手にしなかつたところ、女郎の親が長崎奉行所に訴えたものだから、小倉へ御掛けになりました。藩の担当役人も驚いたでしょう。香春(出張所)で、榎手水・上野手水の三役(大庄屋・子供役・目付か庄屋)で下調をし、さらに「この間より小倉

会所に於て表調に相成り候所、団右衛門申出相違致候て、御調べ方六力敷相成り、兩三度のお調べ、その節調べ役人之取計らい方悪しく相成昨日は右調役人左之通り御召出、御口問被仰付候由」(伝言)

小倉藩としては相手が相手なので、簡単に処理できない。相手の大國屋何某という帳外者と密通したといふ。これを知った団右衛門は柳川方面で二十両で売り渡したということです。ところが女郎の親が長崎出生の者で、娘を渡してくれと申し出た。しかし密通の件を申立て、相手にしなかつたので御裁許は手間取り、その間柄手水の大庄屋は「慎み」として、出歩きもできず家にこもり、職務上必要な関係役人に会うこともできず、知行米も貰えず、ひどいことになりましたが、当事者達はどうなつたか記されていません。

ふる里探訪

文/水上薩摩

て亡くなりました。この木挽は安芸国（広島県）の太三郎といい、腕のよい木挽だったのでしょう、宿平の大木を切るのに、はるばる九州の山奥まで働きにきたのです。

宿平は今的小石原の直方営林署の付近で今でも見事な杉の巨木が林立しています。

事故の起ったのは、天保三年（一八三二）一月三十日でした。

かわいそうに即死でした。

本来、山林は藩のものです。このなかから七本を山奉行から日田の儀三郎というものに売り渡し、儀三郎が広島の山子、太平治をやつて切らせていましたが、晦日（年終の日）に木に歎かれ即死したといふことを知らせてきました。

村役人として最上位である大庄屋の自分や地元の上落合の庄屋に

宿平（しゅくのだいら）の杉の木を切っていた木挽が木に歎かれ

くる。しかし、人一人死んだことである。小倉に届け出なければならぬまい。

二日 広島太平治の一件を山奉行所に飛脚注進で申し出る。

八日には、事故死の状況は分からぬが、木挽の身元などが分かりました。芸州広島山県郡坪野村の者で、日田小野村の、林村儀三郎の取り計らいで小石原淨満寺へ埋め方をしたということです。昔のことだから、武士でもないものが一人ぐらい死んでも適当な所に埋めて、ちょっとと供養するぐらいで済ますのかと思つたら意外と丁寧な取り扱いだったようです。

十五日の記事では、香春御茶屋（藩の田川郡出張所）

で「山方近年猥りに相成り御山奉行所御山手代指図で大木伐取り、此間宿平で山子が死亡、彼是御郡中へ厄介多く、御山方御条目・御

方式御糾し」があり、大庄屋・子供役がお茶屋に呼び出され、山手代久保社助の心得方を聞き、夜九時（十二時ごろ）までかかった

とあります。

なおこの時、伐採された杉の木の太さが記録されています。七本のうち最も大きいのは回り二丈三尺（約七メートル）小さいのでも

回り一丈五尺です。どんな計り方をしたか分かりませんが、寸の単位までのものもあります。この代金は十六両とあり、このころは米で済ますのかと思つたら意外と丁寧な取り扱いだったようです。

◎子供役・大庄屋の助役で、寄合動があり特に幕末は高騰しました

など大庄屋の代理で出席することもあり、大庄屋の息子が勤めるのが普通。当時添田の大庄屋は現代の大任町南部まで含め、十八か村の庄屋たちをまとめる役職でした。

添田界隈事件帳
(中村大庄屋御用日記から)

木挽の事故死

里探訪

文／水上薩摩

田町で出火」と知らされ、なにもかもそのままにして、皆引き取りました。(この年は中村氏は大庄屋を退任していました)

宮町の栄助方が火元で、宮町は一軒も残らず焼けてしまいました。

後藤方に駆けつけてみるともう焼け落ちてしまつて、家内ひとり仏壇を上の畠へ取り出し番をしていました。土蔵に火を入れまいと、いろいろ頑張つたが、水がないので、台屋池に行き井桶を抜いたところ、水道落しに流れ込み、ようやくのことで土蔵と長屋を取り留めたといふことです。

焼失家左之通(当時の町の様子が想像されると思いますので、その一部を紹介します)

右三郎・後藤借家勝四郎・角屋助八稻屋・後藤宅・七五郎・白作安左衛門・上之段・後藤借家仙蔵・同宿作次郎・姥子や籠屋一軒・炭屋銀左衛門・同人方馬屋牛を焼殺候・□四郎方稻屋・□三郎方稻

添田界隈事件帳
(中村大庄屋御用日記から)

天保十年(一八三九)十二月十四日の事です。いろいろと問題があつて関係者を集めて話し合いをしようとしているところへ、「添

屋・□□元右衛門・塩屋□右衛門方稻屋、板百坪・炭五俵、同人方土蔵・□後屋□姥子屋稻屋、板百坪・炭五俵(以下略)

火元筑前ヨリ参候者、□屋之借家之半分稻屋□栄助ケシ炭有候所夫レヨリ火起り候趣

消炭の後始末が悪かつたのが原因で、それから火事が起つたということでした。

天保八年にも大火事がありましたが、その時の火事で焼失し、建て直した家は、今度は一軒も焼けなかつたが、一昨年残つた家はすべて焼失してしまつた、ということとは誠に不思議な事だと記述しています。

十五日 晴・灰よせ

◎この頃(天保)は添田町と添田村は分かれていました。細川藩のとき元和八年(一六二二)の人畜改帳の時まではまだ分かれていました。そのころ町は郡内で香春町・猪膝町・採銅所町だけ

した。その地区で商工業を営む家が多く、少し町並みがあり、農家は無いか、あつても少なければ町といわれていました。添田村から町部が分かれたのは、慶長のころだろうといわれますが、確認はありません。

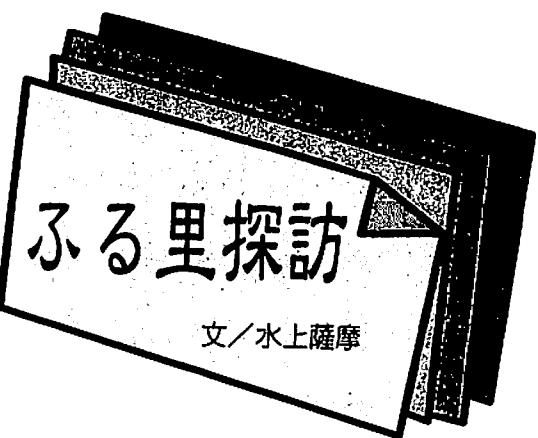
屋号をもつてしっかり商売をやつていた家や醸造業・精蠣業・桶屋・風呂屋・旅人宿などもありましたから、かなり賑わっていたと思われます。

同じ頃の岩石城趾の見取り図を見ますと、現代の日田道のあたりに家が四軒画かれており(添田駅)と注があります。

街道の案内標識が、中央公民館の前庭に建つています。みかけ石の角柱の三面には

従之南日田道 従之西猪膝道

従之北小倉道 と刻まれています。この道標は、初めは畠川橋の近くにあつたということです。



河内（つるがうち）村の丈平太と
いう者から、焚き付けられて「實
は彦山に貸した銀は日田陣屋から
借りた銀である」といい出した。

多少の返済期日の遅れかなにかあ
つたのか、なにがしかの仲介料が
目当ての狂言を打つたのでしよう。

日田は幕府の直轄領で石高も十
万石以上あり、代官所（正式には
陣屋）は領内の行政その他を仕切
り、農民の年貢や商工業者の免
税も間違いなく入り、また財政
の苦しい藩などが借金に来ても期
日には利子も付けてきちんと返済
されていて財政状態はよかつたと
いうことです。

余談はさておき、彦山の方では
そんなお金（銀）であつたのかと
ピックリ仰天、早速日田陣屋に恐
れ入つて出頭してみると「日田陣
屋からはそんな銀は出していない」
というお話で、すべては悪知恵の
四十貫目貸付けていたが、日田鶴
働く両人のたぐらみであったこと

添田界隈事件帳
(中村大庄屋御用日記から)

借金の催促

文政八年七月二十七日の記事
糸田村の吉左衛門から彦山に銀
四十貫目貸付けていたが、日田鶴

が判明「丈平太は入牢、吉左衛門
も呼び出されお調べを受けるはず」
とあります。

◎三種の貨幣の単位と交換レート

金一両＝四分 一分＝四朱

銀一貫＝千匁（目）

錢一貫＝千文

※金一両＝銀六・七十五匁（匁）

錢なら約四貫文

戌六月廿八日

肥後南関町 庄屋 橋本 惣助

同町 別当 平井幾次郎

廿八日 筑後原町 瀬高 羽大塚

府中

廿九日 松崎 野町 秋月 千住

大隈 猪膝 添田町より

□□へ送り届く

晦日 別当より勘左衛門へ向け

受け取り手形参り候

小倉へ届け出で候所 肥後へ挨拶

札状遣し候には不及哉之段小倉よ

り申し参り候へ共、この段はその

村より挨拶届け等致し候段申し出

狐つき

文政九年七月の記事

角屋新次郎梓、

歳廿一歳 新三郎

にて狐つき、同所より歩人一人付
き、宿継に送り出し候

ふる里探訪

文/水上薩摩

兄弟の久左衛門を討ち、いざくともなく立ち去った、という郡奉行から申し出があった。

九日の記事では、喜兵衛は惣庄屋の猪膝太郎左衛門の門に次のような状を書いて立てていた。「久

左衛門は親の仇であり、昨夜一太刀恨みを報いたが暗かつたので生死の程はわからない、しかし、今は本望を遂げたのでこのうえは、御間悪敷國（領主同志の間がよくない国）に住んでいるのも公儀を憚るので二三日中にそちらに行きます、処分は如何ようになりともお心次第でござります」と。郡奉行と惣庄屋がその状を持つて御年寄衆のところへ届けたということ

で、いろいろお調べがあつたと思われますが、二十二日に喜兵衛は無罪となつて許されました。そればかりでなくまた二十三日に呼び出されて知行を与えられ、それも兄には三百石、弟一人には百石

す、しかも御前で御盃、肩衣、袴を拝領、御前に同席の衆はみな感涙にむせんだということです。後日、また召出されて腰の物一腰と感状まで拝領したということです。

参考「福岡県史 近世資料編」

それにしても三百石の知行とは大したもので、藩主がなぜこんなに喜んだのでしょうか。この敵討ちの時期は、関ヶ原の戦後、細川忠興が豊前国に来て三十年、大坂夏の陣が終わって十五年、人畜改めをやつて領国の基盤を正確に把握し藩政を確立しようとしていた時期（島原の乱はこの年の七年后）です。また、古くから敵討ちは士道の華とされており、封建倫理を鼓吹する支配者の立場からこの事件を取り上げて藩士たちの士氣高揚をはかつたのでしょう。有名な荒木又右衛門の鍵屋の辻での敵討ちは、猪膝事件から四年後の

ことです。しかし、実際は敵側は二十人しかいないのにそのうち四人を討つただけで、血闘三十六人斬りなどと尾ひれをつけてもてはやされ、また、現代でも毎年十二月に放映される赤穂浪士の討ち入りは七年後のことです。

江戸時代の芝居興業は、曾我兄弟の敵討ちと荒木又右衛門の演劇をやれば、はずれがなかつたそです。これに忠臣蔵を加えて三大敵討ちといわれています。

敵討ちは許可を受ける場合もあり、無許可でも罰はなかつたし、敵討ちをしないので主君から罰せられた例もあつたそうです。また討つ方も討たれる方も士農工商の別なく、嘉永六年、武藏国で五十三年もかかって、祖母の仇を討つた孫とその母は山伏の子と妻だったそうです。途中、自殺した人もあり、また返り討ちにあつた人もいたようです。

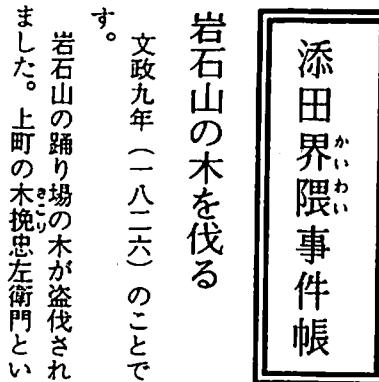
添田界隈事件帳
かわい

寛永七年（一六三〇）六月八日
甚右衛門尉の子喜兵衛は筑前の
方に住んでいたが、木代村（現川
崎町木城）に帰り、七日の夜、從

う者の仕業でした。

ふる里探訪

文/水上薩摩



岩石山の木を伐る
文政九年（一八二六）のことです。
岩石山の踊り場の木が盜伐されました。上町の木挽忠左衛門とい

山林は藩のものです。農民たちが地元の山へ自家用燃料として落ち木とりに行くのも免札（鑑札）を持つて行かなければならないのに、大木を八本もゴシゴシ切つてしまつたのです。木挽を職業としている者が不心得千万なことです。ところが悪いことはできないもので盜伐がバレてしまい、木材は全部取り上げられ、おまけに今後一切、木挽の仕事をすることはできなくなりました。

この処分は軽かつたようです。大庄屋の記録では「かねて盜伐の者へは七ヶ村散田過料申し付け候筈之所、此度勘合之有……」
◎散田とは、「死亡・逃亡」などの事情で耕作人がいなくなつた田圃です。これが村内にあると、その分の年貢を村が引き受けなければならず、散田をなくすることは大庄屋の任務でした。

又、藩の農村行政で山林のこと

は山奉行が当たり、その下に山手代があり、村々には山番がおりました。もちろん無給ではなく少しばかり手当があり、その地区では頭立者が任命されていました。

山番は、添田では岩石山の麓、英彦山では津野側や落合側にもいました。不審な者が山に入ろうとしたり、また地元の者が落ち木取りに行つたりして大きな枝など切つてはいないか、山火事の心配はないかなど気をつけるのが任務でした。

この時、山番は十左衛門という者で、盜伐に気づかなかつたといふ落度で役義取揚（免職）となりました。

文久三（一八六三）年正月に出された条目（きまり）には十六項目あります。が、当時の農民の生活が思われて興味深いので一部だけ掲げます。最初の一項に、

一、福智山之義、火番山廻り例年定め置き候通り企救・田川西郡

之者共申し合わせ、堅く相守る

可く候、他方え野火見え候はば

早速里へ注進すべし、里よりも

見附次第馳登り、随分相防ぎ火を入れ申す間敷候、尤山番は申すに不及昼夜懈怠無く相守り村

方よりも油断無く相勤む可き事

第二項目には

一、長五林・佛之塔（上津野の地区名）堺焼き之儀、前々之通り焼き取り申す可き事

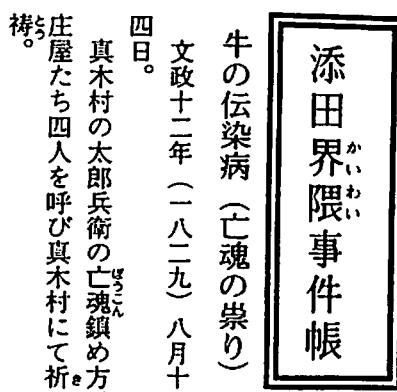
第八項目には

一、先達て相触れ候条目之趣相背き猥に鉄砲打ち候者有らば召捕り家名承り届鉄砲共に押取早速可申出候、近頃に至り猥に成り候趣相聞え候、傍示（立札）之外たり共鉄砲之音相聞へ候はば、早速罷出、提札相改可申候、若し不詮議之趣有之に於ては、村中過代可申付

※原本は送り仮名が少なく返り読みもありますので、適宜筆者が読みやすくしました。

訪里探る

文／水上薩摩



文政十二年（一八二九）八月十
四日。
真木村の太郎兵衛の亡魂鎮め方、
庄屋たち四人を呼び真木村にて祈
祷。

八月十五日 昨夜真木村へ泊まる、盲僧四人にて祈り候所、五十
年前、真木村を追放され、上伊
田村半助方にて相果て候太郎兵衛
亡魂の恨にて是迄牛馬へ祟り村中
へあだをなすと、一々申出、太郎
兵衛屋敷内又は墓所へ村中にて守
り本尊と位牌置き候ならば、祟り
致さずだろうということで、法華
經一部、彦山山伏へ相頼み読み下
さる様申出候。

九月十四日 真木村・福田村牛
馬祈祷、彦山山伏、今日まで二夜
三日執行相済。

そもそも事の始まりは、当時か
ら、四十九年前、真木村の庄屋太
郎兵衛が、村の年貢米の納め方に
不埒ありと、村見糺役の森山為七
という人が、太郎兵衛を欠所にし
家財取上げ、香春の牢に入れその
後追放、太郎兵衛は上伊田村女房
家で極めて難渋にて相果てた。そ
のときの御咎め方（取調べ方）に

少し手違いがあり、太郎兵衛の亡
魂が真木村を恨み、近年牛馬が打
ち続き相果て、災難が続いている
ということです。

少し手違いがあり、太郎兵衛の亡
魂が真木村を恨み、近年牛馬が打
ち続き相果て、災難が続いている
ということです。

十四日には牟田の神水池が近年
粗末になっている、これが牛に祟
つていると、筑後の易者安藤百鬼
が申し参ったので、先日浚え方申
れ（許可で出た）、昨日、庄屋健
助が上伊田へ行き、墓所にて御書
付申し達し、墓所の土を持ち帰り、
座頭を呼び供養して墓所を夫婦共
々築上げたということです。

それで鎮まると思ひましたが、
どっこい亡魂はまだこらえてくれ
なかつたようでした。

これから三年後の天保三年五月
の日記には、又々彦山の山伏二人
を招いて氏神社で祈禱しています。
六月七日には福田・新城で二匹
死に、盲僧を呼び祈禱し、十三日

には白土村でまた牛が死んだので、
村中の牛を連れて葛尾山へ參詣申
しつけたとあります。

匹にもなつた。何度も祈禱したが
効験がないので、添田踊式三番の
催しを願出たところ許可があり、
九月二十七日夕方から始めて十時
までかかった。そのあと庄屋中参
籠とあります。それで治まつたの
かその後記事が見つかりません。
獣医学の進んでいない時代、神仏
だけが頼りだったのです。

ふる里探訪

文／水上薩摩

(結構なお話をされたらしい)

二十八日 上今任村十輪院で護法様にお会いした。十輪院の釣鐘は先祖が寄進したものであつたが、いつの日か破れて音が出なくなつてゐたので、護法様がこの際鋸直してはどうかということになつたが、釣鐘は實は、下今任村が前年の納銀が足りず香春町の方に質入してその銀で納めたということである。早速取り戻すようにいい付けたがなかなか埒があかないので、柿原の米屋で銀札五百目（米にて約八石一一・二トン）借り、それで釣鐘を取り戻して懸けることができた。（寺の大重要な物を村が借りて質に入れるることはあとで述べます）

添田界隈事件帳

(中村大庄屋御用日記から)

高僧 實は怪しの僧
文政八年（一八一八）一月十五

太宰府の觀世音寺戒壇院の寄進のこととで護法様が蔵持へ御留まりになつてゐるということでこちらへお迎えし此方へ泊まられた。

二月十日 護法様、四国八十八ヶ所の番札を御配りにお出でになり此方にちよつと立ち寄られた。

五月四日 護法様、昨日高尾の弘法大師御開眼、この弘法大師像は七カ村に安置する計画のもので成光村の分を護法様の手で安置し

六日 庄屋勘左衛門や方頭たち右衛門を呼び、立ち去るよういわれたが体の具合が悪いといつて出ようとしている。

六日 庄屋勘左衛門や方頭たちに説得に行かせたがやつぱり出ない。それこれをうち香春から日明の改蔵が來たので相談。仕方なく小倉へ注進。

七日 御手代藤井殿と楠大庄屋が來てくれた。一二、三日延ばしてはというがそれもならず、籠に医師を付けてでも出せといわれ、庄屋代理・方頭・医師が付添い大里

た。この後しばらく記事がありましたが、十三年三月に大庄屋は護法様が日田にいると知り使いを出します。

三月二十九日 護法様が来て、権次郎（大庄屋息子）へ不動明王の持物の御網と宝剣を下され、だんだんと教訓があつたとあります。

六月四日夜 護法金剛は赤村から当所觀音堂へひそかに来ていた。

五月 楠大庄屋から護法を追立てるよう連絡あり、善兵衛と五郎右衛門を呼び、立ち去るよういわれたが体の具合が悪いといつて出ようとしない。

書がついていた、寺の宝物です。また、天保三年、添田村神社の神具を借り札に鐵一本寄付するといい、約束を守らず「若者共山鉢昇不申と申し引取候届受取申候」という記事もあります。（借り手は個人）